

# 非常災害対策計画と避難確保計画の比較

計画	非常災害対策計画	避難確保計画
法令等根拠	指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等、各施設・事業所種別の指定基準（省令）	水防法 土砂災害防止法 津波防災地域づくり法
対象	介護保険サービスの指定を受ける全施設・事業所（訪問系サービスを除く）	浸水想定区域、土砂災害警戒区域、津波浸水想定内に所在し、市町村が作成する地域防災計画に記載のある要配慮者利用施設（社会福祉施設等）
義務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非常災害対策計画の作成</li> <li>・避難訓練の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難確保計画の作成及び<u>市町村への提出</u></li> <li>・避難訓練の実施</li> </ul>
計画で定めるべき項目	<p>≪「介護保険施設等における非常災害対策計画の策定及び避難訓練の実施の点検及び指導・助言について」（平成29年1月31日老総発0131第1号、老高発0131第1号、老振発0131第1号、老老発0131第1号）≫</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険施設等の立地条件</li> <li>・災害に関する情報の入手方法</li> <li>・災害時の連絡先及び通信手段の確認</li> <li>・避難を開始する時期、判断基準</li> <li>・避難場所</li> <li>・避難経路</li> <li>・避難方法</li> <li>・災害時の人員体制、指揮系統</li> <li>・関係機関との連携体制</li> </ul>	<p>≪要配慮者利用施設に係る避難確保計画作成の手引き≫</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画の目的</li> <li>・計画の適用範囲</li> <li>・防災体制</li> <li>・情報収集及び伝達</li> <li>・避難の誘導</li> <li>・避難確保を図るための<u>施設の整備</u></li> <li>・<u>防災教育及び訓練の実施</u></li> <li>・自衛水防組織の業務（自衛水防組織を設置する場合に限る。）</li> </ul>

「計画で定めるべき項目」の下線部分は避難確保計画にのみ記載が求められるものであるため、以下の手引きを参考に非常災害対策計画に下線項目を加えることで、避難確保計画を作成したと見なすことが可能。

## 【参考にする手引き】

洪水・内水・高潮：要配慮者利用施設（医療施設等を除く）に係る避難確保計画作成の手引き（洪水・内水・高潮編）  
（平成29年6月 国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室）

- 土砂災害 : 要配慮者利用施設管理者のための土砂災害に関する避難確保計画作成の手引き  
(平成 29 年 6 月 国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課)
- 津波 : 要配慮者利用施設(医療施設等を除く)に係る避難確保計画作成の手引き(津波編)  
(平成 29 年 1 月 国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室)

【厚生省令(参考)】 例: 特別養護老人ホームの場合

○指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成 11 年 3 月 31 日)

(非常災害対策)

第二六条 指定介護老人福祉施設は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

【解釈通知(参考)】 例: 特別養護老人ホームの場合

非常災害対策

- (1) 基準省令第 26 条は、指定介護老人福祉施設は、非常災害に際して必要な具体的計画の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等の対策について万全を期さなければならないこととしたものである。
- (2) 「関係機関への通報及び連携体制の整備」とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう職員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを求めることとしたものである。

また「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則(昭和 36 年自治省令第 6 号)第 3 条に規定する消防計画(これに準ずる計画を含む。)及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第 8 条の規定により防火管理者を置くこととされている指定介護老人福祉施設にあつてはその者に行わせるものとする。また、防火管理者を置かなくてもよいこととされている指定介護老人福祉施設においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の策定等の業務を行わせるものとする。